

松江市八雲地域いきいきまちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市八雲地域いきいきまちづくり事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付対象である事業の内容、補助対象経費の率又は金額、事業補助者及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。幅広い団体に補助金が交付されるように1年度内に1団体が1申請とする。なお、助成を受けた団体については、補助金の交付を受けた年度から3年間を限度とし補助する。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

補助金の名称	松江市八雲地域いきいきまちづくり事業補助金
補助金交付の目的	八雲地域の自治会・住民組織等が行う自主的活動を支援することにより、住民が主体のまちづくりの機運の高揚や、地域住民の連帯感の醸成及び地域の活性化を図ることを目的とする。
補助金交付対象である事務又は事業の内容	①伝統文化継承・魅力創出・活性化支援事業 ・地域の伝統文化を保存、継承する事業 ・地域資源を活用し、地域の魅力を高める事業 ・地域振興活動促進事業 ・八雲っ子育成・人づくり事業 ・ふるさと自然再生・美化事業 ②グリーンツーリズム振興事業 ・グリーンツーリズムの振興に資する事業 ③住民自治活動助成事業 ・各種イベント、レクリエーション活動 ・文化芸術活動、学習活動 ・地域生活の安全確保に資する事業 ・地域福祉、健康の増進に資する事業

交付の率又は金額	補助対象経費の3分の2の額（千円未満は切り捨てる。）とし、上限は次のとおりとする。 (1)補助事業者が自治会連合会及び市長が認めた団体の場合45万円を上限とする。 (2)補助事業者が地域連合自治会の場合30万円を上限とする。 (3)補助事業者が単位自治会・八雲地域内の団体の場合5万円を上限とする。
終 期	令和 8 年 3 月 3 1 日
補助事業者の範囲	自治会連合会、地域連合自治会、単位自治会、八雲地域内の団体及び市長が認めた団体

（雑則）

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。